**★★建設工事の最低制限価格制度の改正について★★**

建設工事の最低制限価格制度を改正しました。

**※朱字部分が今回の改正点です。**

**１　最低制限価格制度対象工事**

　　　競争入札による建設工事のうち，設計金額（税込み）が１億円未満の工事（総合評価落札方式を適用する工事を除く）。

**２　最低制限価格**

　　　本市設計金額に基づき算出される最低制限価格積算基準額に，無作為に抽出される係数（以下「ランダム係数」という。）を乗じて算出（１万円未満切り捨て）します。

**最低制限価格（１万円未満切り捨て）**

**＝　最低制限価格積算基準額　×　ランダム係数**

上記により算出した額が，予定価格（税抜き）の１０分の９．２を超える場合は１０分の９．２とし，１０分の７．５に満たない場合は１０分の７．５とします。

※入札金額が最低制限価格未満の場合は**失格となります。**

**ただし，予定価格以下で最低制限価格以上の範囲内に有効な入札がなく，かつ，最低制限価格が変動する範囲の下限額以上に有効な入札がある場合は，当該最低制限価格の直近下位の有効な入札の金額を新たな最低制限価格として置き換えます。**

**３　最低制限価格積算基準額**

　　　本市設計金額に基づき，次の計算により得た額の合計（１万円未満切り捨て）とします。

　　　①直接工事費　×　**０．９７**

　　　②共通仮設費　×　**０．９**

　　　③現場管理費　×　**０．９**

　　　④一般管理費等（契約保証費含む）　×　**０．５５　０．６８**

**最低制限価格積算基準額（１万円未満切り捨て）＝　①＋②＋③＋④**

　　　上記により算出した額が，予定価格（税抜き）の１０分の９．２を超える場合は１０分の９．２とし，１０分の７．５に満たない場合は１０分の７．５とします。

※建築工事（電気設備工事・機械設備工事・外構工事を含む）及び昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事（以下「その他工事」という。）においては，上記①及び③の計算式を次のとおりとします。

　　～建築工事～

　　①直接工事費　×　**０．９**　×　**０．９７**

　　③（現場管理費＋直接工事費×**０．１**）　×　**０．９**

～その他工事～

　　①直接工事費　×　**０．８**　×　**０．９７**

　　③（現場管理費＋直接工事費×**０．２**）　×　**０．９**

**４　ランダム係数**

　　　システムから**「０．９９５０」～「１．００５０」**の範囲で，無作為に抽出される係数（小数点以下第４位まで算出）です。契約管財課が入札執行の際に決定します。

**５　実施時期**

**令和４年１０月１日以降に公告（指名）する競争入札から適用。**

令和４年9月６日

〔お問合わせ先〕

契約管財課契約検査グループ

電話０２９９－９０－１１３０